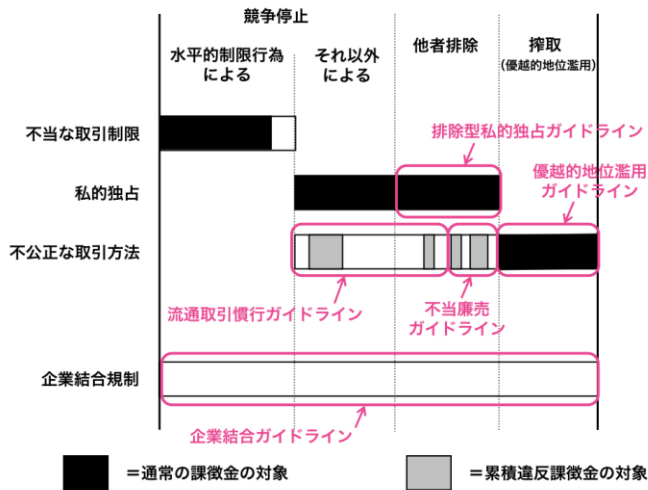


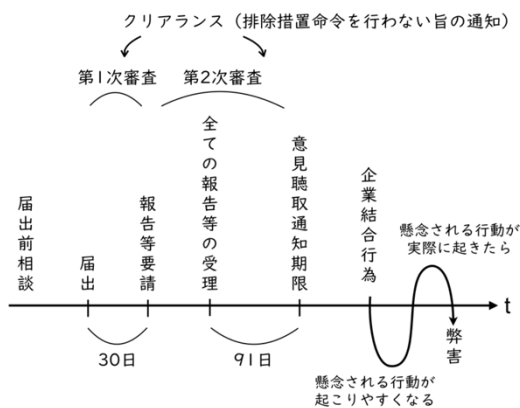
## 企業結合行為



### 3 企業結合規制の特徴

- \* 企業結合行為が行われると、それによって競争停止・他者排除・搾取による弊害が起きやすくなる、という場合に、企業結合行為を事前に禁止。
  - ・違反要件の実質は同じ。将来予測。  
現在または過去は、将来予測の材料。  
経済分析等。
- \* 事前に禁止するため、特徴的な手続。
- \* 実際に禁止するとは限らない。当事会社が提案した問題解消措置を前提とすれば違反なし(問題解消措置を条件としてクリアランス)という事例が多い。
  - ・日本では、最新の排除措置命令は昭和 48 年。
  - ・当事会社が取りやめることはあり得る。

### 4 企業結合審査手続



## 5 企業結合の違反要件

\* 10条、13条~16条(+17条)、の各1項

\* 行為要件(企業結合行為)

・ if not → 「業務提携」 → 非ハードコアカルテル

\* 弊害要件と因果関係要件

・ 「により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」

・ 「こととなる」 → 将来の話であることを示す

・ 以下の総合判断

・ 企業結合行為により、懸念される行動が起こりやすくなるか

(能力とインセンティブ)

・ 懸念される行動が起こると、弊害が起こるか

・ 因果関係を否定する他の事情があるか

## 6 日本の条文の構造

\* 10条、15条、15条の2、15条の3、16条

・ 違反要件

・ 届出義務の要件

・ 企業結合審査手続

\* 13条、14条

・ 届出義務なし → 企業結合審査手続の規定なし

・ 単独で登場することはほとんどない

\* 10条(先頭の条)

・ 届出義務要件の総論概念を括弧書き等で定義

・ 企業結合審査手続の規定(他の各条が準用)

## 7 懸念される行動が起こりやすくなる

\* 企業結合行為により、起こりやすくなるか

・ 能力とインセンティブ

・ 水平型で頻出の、懸念される行動

・ 価格設定の一元化・連動化

・ 垂直型・混合型で頻出の、懸念される行動

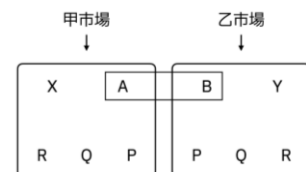
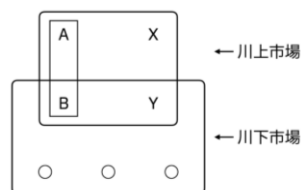
・ 他者排除

閉鎖行動

情報入手

・ 協調的行動

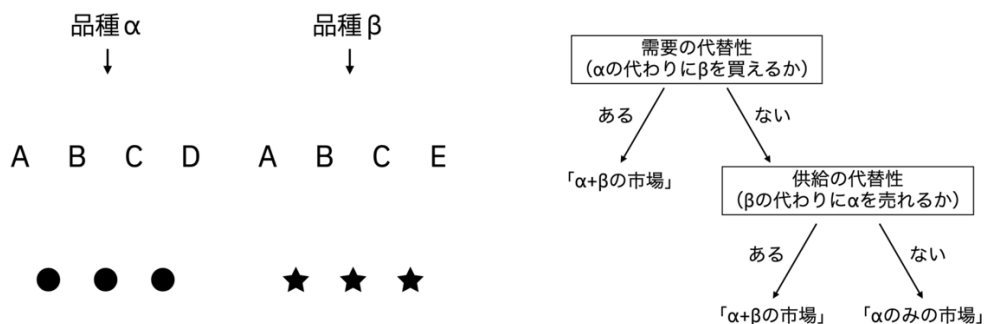
情報入手



- ・「水平型」「垂直型」「混合型」は法的観点  
区別の実益は、このスライドのみ。

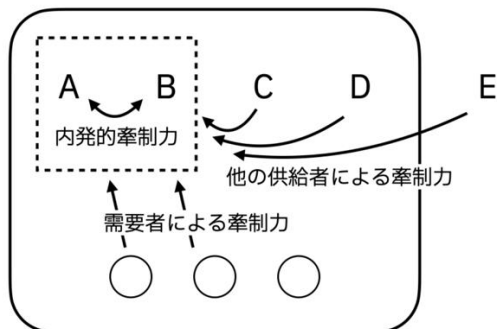
### 8 市場画定 (market definition)

- \* 「一定の取引分野の画定」
- \* その事例における市場の範囲の見極め
- \* 「需要者の範囲」と「供給者の範囲」
- \* 「需要の代替性」と「供給の代替性」



### 9 弊害 (反競争性あり + 正当化理由なし)

- \* 一定の取引分野における「競争を実質的に制限する」
- \* 反競争性 = 競争変数(価格等)が左右される状態
- \* 「単独行動」と「協調的行動」...現実には常に中間
- \* 市場画定で落とされた要素の敗者復活もある



### 10 問題解消措置

- \* 違反(の可能性)を解消する措置
  - ・ 違反要件のいずれかの不成立を確実にする措置
  - ・ 99%以上の問題解消措置は、反競争性(競争変数が左右される状態)を不成立にするもの

\* 問題解消措置の分類論

- ・ 構造的措置 structural remedies
  - ・ 「原則」。1回で終わる。
  - ・ 物理的譲渡が難ならバーチャル譲渡(取引権)
- ・ 行動的措置 behavioural remedies
  - ・ 継続的な行動 → 監視・報告など

11 以上のことを実例によって確認

\* 令和4年度企業結合事例1〔日清製粉/熊本製粉〕

- ・ 「小麦粉」に関する「水平型企業結合」の事例

このほか、この日は、後半に、

\* 令和4年度企業結合事例4〔古河電池/三洋電機〕

\* 上記2件は、事例集の原文を見ながら進めます。事例集の原文をご用意ください。

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

- 本件で公取委は、第一に、ニカド電池からニッケル水素電池への切り替えが進んでおり、競争圧力がある点、第二に、当事会社は需要者の用途に応じて製品を細分化して棲み分けており、そもそも当事会社間の競争が限定的であるという点という2つの切り口で検討しているようだ。

第一の点について、事例集はニッケル水素電池を「間接的な隣接市場」と説明するが、組電池メーカーが別商品との競争にさらされているので、素電池の値上げを認めないということは、まさに需要者からの競争圧力があるということではないか。

- 公取委は、懸念される行動が起こりにくい理由として、複数の要素を総合考慮して結論を出した。検討者の考え方により、競争圧力をもたらず事実を整理する方法は複数あり得るが、それにより結論が変わるわけではない。

- 上記第二の点について、用途に応じて形が細分化し、もともと当事会社間の競争が限定的であるということは、因果関係の問題と整理できるか。

- おっしゃるように、円筒型ニカド組電池は用途に応じ、需要者が購入先をある程度決めていたため、企業結合の前後とも、当事会社のシェアが100%となる状況は変わらなかった。理論的には、もともと競争が限定的であったため、因果関係がないと説明できる。

- 円筒形ニカド素電池と円筒形ニカド組電池を1つの市場とみて検討すれば「足りるとも考えられる」としながら、なぜ最終的には別々に検討したのだろうか（38頁）。

- 別の考え方もあり得るが、結論としては分けて検討したということではないか。

なお、本件において素電池は組電池の部材であり、縦に並んでいる関係にあるから、素電池と組電池の代替性を議論するのはおかしい気もするが、全体の検討の流れから、このような記述になったのだろう。

- 一般に、電池においては極板が重要である。本件において、極板を製造するのはパナソニックグループのみであるから、同社がコントロールする市場、別の言葉でいえばベンダーロックイン状態といえる。今後、古河が川下のライバル業者に対して投入物閉鎖する可能性は残っているのではないか。

- ご指摘の問題が生じる可能性もないわけではないが、公取委の説明としては、ニカド組電池の需要者がニッケル水素電池に切り替え可能ということだろう。
- 本件は届出要件を満たさないところ、統計をみても、円筒型ニカド電池は非常に小さな市場といえる。手続上、経済分析まで行い、慎重に審査しなければならない事案だろうか。本件のような対応が前例になると、当事会社に負担が大きいと感じる。
- 当事会社のシェア 100%ということもあり、本件については審査の必要があると判断されたのだろう。  
なお、経済分析については、事業者が率先して行う場合と、公取委が事業者にデータ提出を要請して行う場合と、どちらもある。

以上